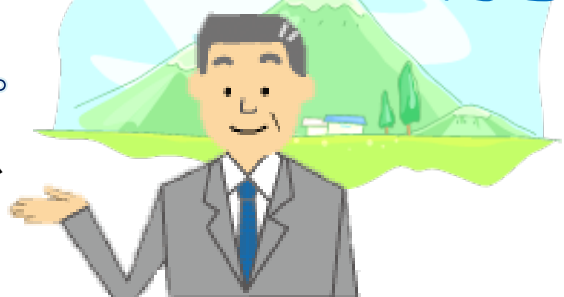


**借金・住まい・不動産・相続・
 離婚・労働問題・損害賠償など
 困っていること、まずは相談してみましょう。**

令和8年
 7・8・9月号



法テラスは、収入や預貯金が一定基準以下の方などを対象に、
 弁護士・司法書士による「無料法律相談」を実施しています。

(面談のほか、電話でも相談ができるようになりました)

気仙事務所での「常設 無料法律相談」日時		
平日	毎週 月曜日・木曜日 毎月 第2・第4水曜日	10時～16時
休日	偶数月 第3日曜日 (原則)	

釜石会場での「巡回 無料法律相談」	
日時	9月・12月 第1水曜日 13時～15時30分
場所	釜石市消費生活センター (釜石市只越町3-9-13 市役所内)

解決に役立つ情報提供

法テラスサポートダイヤル
0570-078374

コールセンターのオペレーターがお困りごとに応じて、法制度等の情報や適切な相談窓口をご案内しています。

月曜日～金曜日 9時～21時
 土曜日 9時～17時
 (日・祝・年末年始は休み)

IP電話をご利用の方は
 03-6745-5600へおかけください。

※弁護士・司法書士相談をご希望の方は、法テラス気仙へお電話ください。

WEBページから予約可能

法テラス岩手



法テラス気仙



※司法書士・巡回・電話相談は電話で予約

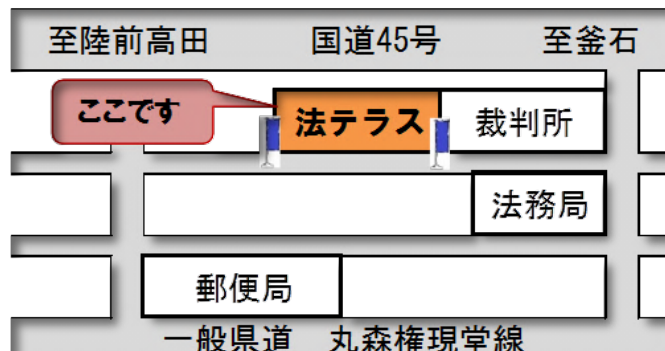
弁護士担当：月曜日・木曜日・休日・巡回
 司法書士担当：水曜日のみ ※巡回相談の予約は前日15時まで
 ※相談内容によって、一定基準を超える方でも司法書士相談をご利用できる場合があります。(相続手続き、成年後見制度、不動産登記など)

= ご利用について =

- 相談時間：1回30分程 ●利用限度：同一案件につき3回まで
- 予約方法：電話・WEB・直接来所

原則として、当事者のご利用となります。代理人が相談する場合は、当事者の委任状(電話連絡)が必要です。

《案内図》



＜民事法律扶助制度の無料法律相談＞

民事法律扶助制度とは？

トラブルにあったとき、経済的な理由で専門家へ相談できない方に対し、無料で相談を行い、必要な場合には弁護士等の費用を一時的に法テラスが立て替える制度です。

詳しくはホームページに掲載しています。



法テラスについて

相談窓口・法制度

無料法律相談・
 弁護士費用の立替

お近くの法テラス

各都道府県の
 事務所ページ

予約
 サービス

法テラス
 各種メニュー



よくある相談

「無料法律相談」を利用したいときは

法テラスへお問合せください！



以下のことを口頭で確認しています。

- 相談するご本人の家族人数（同居）
 ご本人・配偶者・経済的に扶養している家族
 - 家賃・住宅ローンの負担
 - ご本人と配偶者二人の収入の合算額と預貯金の合算額がどちらも基準以下となること
- ※夫婦間の紛争の場合はご本人分の収入で判断
- 基準を超える方には、控除できる出費の有無（医療費、教育費、冠婚葬祭費など控除後、基準以下であれば利用可）
 - 対象とならない方には、他の相談窓口等をご案内しています。
- ★WEBから予約する場合、ご本人が上記について入力することになります。

《資力が一定基準以下の方を対象》

岩手県内在住の場合

家族人数	単身者	2人家族	3人	4人
収入基準 (1ヶ月)				
基準A	182,000円	251,000円	省略	省略
家賃・住宅ローン※	41,000円	53,000円		
合計 (限度額加算)	223,000円	304,000円		

※家賃・住宅ローンの負担をしている場合の基準Aに加算できる限度額。実際に負担している金額を限度額の範囲内で加算。ご利用者の状況によって合計額が変わります。

家族人数	単身者	2人家族	3人	4人
資産基準				
基準B	180万円	250万円	省略	省略

基準A・Bいずれも満たすこと

給与生活者の1ヶ月分収入

$$\text{収入} = \text{給与手取り額} + (\text{年間賞与手取り額} \div 12\text{ヶ月})$$

給与以外の収入がある場合はその収入も含めます。

- ★生活保護を受給されている方は基準にかかわらず、ご利用できます。

法テラス気仙 法律相談 日程

弁護士相談

7月	8月	9月
2日 (木)	3日 (月)	3日 (木)
6日 (月)	6日 (木)	7日 (月)
9日 (木)	10日 (月)	10日 (木)
13日 (月)	13日 (木)	14日 (月)
16日 (木)	17日 (月)	17日 (木)
23日 (木)	20日 (木)	24日 (木)
27日 (月)	24日 (月)	28日 (月)
30日 (木)	27日 (木)	
	31日 (月)	

＜休日＞

8月 23日 (日)

＜巡回：釜石＞

9月 2日 (水)

司法書士相談

7月	8月
8日 (水)	26日 (水)
22日 (水)	
	9月
	9日 (水)



WEBからの予約も受け付けています。ただし、司法書士相談・巡回相談は電話予約となります。

弁護士相談は、面談相談以外に電話での相談もご利用できます。ご希望の方は事務所へ電話でお問合せください。